

盛岡広域振興局長告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年11月9日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波雫石線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町升沢字竹原27番11地先から101番1地先まで	新	m 54.2～13.2	m 199.8
	旧	25.8～12.7	199.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成24年11月9日から同年12月9日まで